

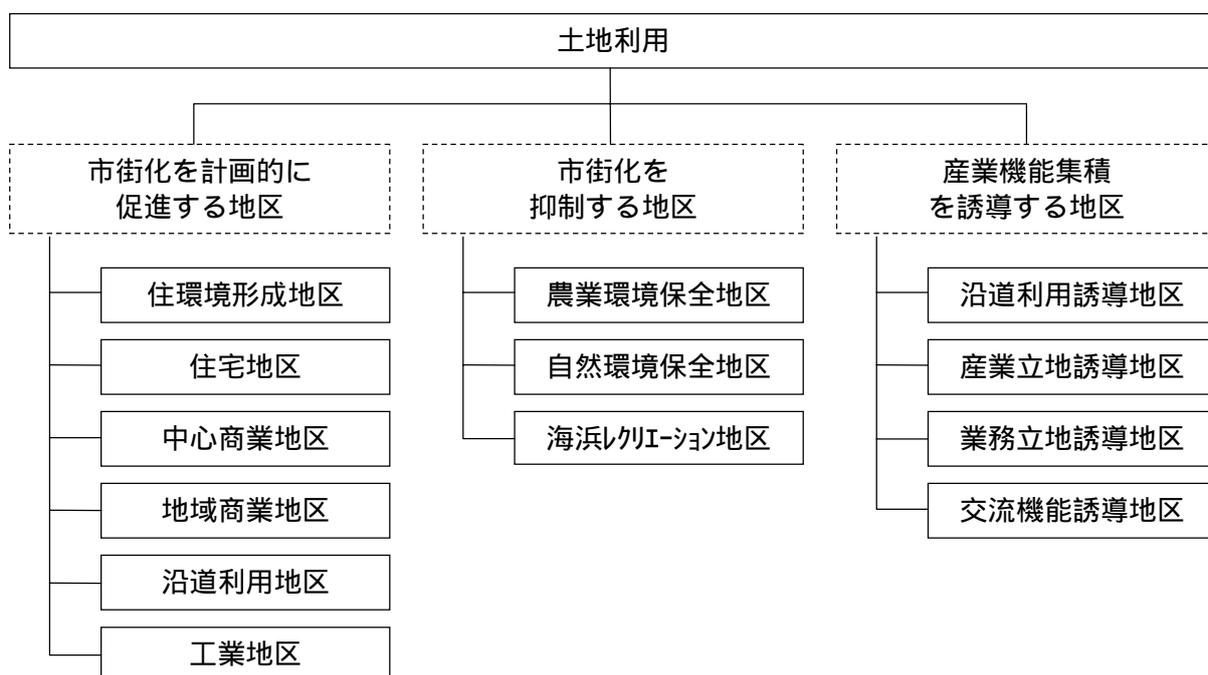
## 第3章 都市整備の方針

### 1 土地利用の方針

#### 1-1 土地利用の基本的考え方

将来像の実現に向け、市街化を計画的に促進する地区、市街化を抑制する地区、周辺環境に配慮しつつ産業機能集積を誘導する地区など、メリハリのある土地利用を目指します。

土地利用の方針は、以下の分類に基づき整理します。



#### 1-2 土地利用の方針

##### □住環境形成地区

低層又は中高層の住宅専用地として、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域と同等の住環境の形成が必要な地域を「住環境形成地区」とします。

ゆとりのある住宅専用地であり、子どもから高齢者までが安全・安心に住み続けることができる良好な住環境の整備を目指します。

(住環境の向上)

- ・市街地東西及び国道8号沿道の南北に形成されている住宅地は、ゆとりある住宅専用地として、住環境の向上を推進します。
- ・地籍調査の推進をはじめ、公共下水道の維持管理や、緑地や公園の整備等によって、住環境を充実し、まちなか居住を推進します。

- ・ 役場・入善町民会館周辺においては、住環境と調和した公共性のある都市機能の集積によって、町民の生活利便性の向上を図ります。

(未利用地・共同住宅の有効活用)

- ・ 既存のまとまった未利用地については、人口の流出を抑制し、若者の定住を図るため、民間宅地開発事業等を活用した優良宅地の供給など、宅地開発を誘導していきます。
- ・ 「住まい街づくり計画」との整合を図るとともに、雇用促進住宅や既存町営住宅の有効活用を図り、住宅ニーズに対応した魅力的な住環境の整備を図ります。

□住宅地区

第一種住居地域と同等の住環境の形成が必要な地域を「住宅地区」とします。

〔市街地〕商業地区と隣接した市街地の住宅地では、子どもから高齢者までが安全・安心に住み続けることができ、利便性の高い住環境の整備を目指します。

〔拠点集落〕拠点集落における住宅地では、特有の集落環境と地域コミュニティを維持していくための住環境整備を目指します。

〔市街地〕

(住環境の向上)

- ・ JR入善駅周辺の商業地に隣接した住宅地及び市街地東西の商業施設に隣接した住宅地については、住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所等の立地を許容し、利便性の高い住環境の向上を推進します。
- ・ 「住まい街づくり計画」との整合を図りながら、住宅ニーズに対応した魅力的な住環境の整備を図ります。

(住環境の改善)

- ・ 密集住宅地など、住環境整備が遅れている地区は、狭あい道路の解消、公園等の整備、消防水利の充実に努め、防災性の強化を推進します。
- ・ 住工混在地区は、土地利用の純化を促し、住環境の改善を推進します。

(未利用地の有効活用)

- ・ 既存のまとまった未利用地については、住環境形成地区と同様に、優良宅地の供給など、宅地開発を誘導します。

(住宅地の拡大)

- ・ 用途地域外に隣接する既存の住宅団地及び周辺部は、適正な建築物の立地誘導を図るため、地域住民のコンセンサスを得ながら、用途地域への編入をはじめとする計画的な土地利用誘導策の検討を進めます。

〔拠点集落〕

(集落環境の維持・改善)

- ・ 建築形態規制適用地区に指定されている拠点集落の特性をふまえ、特有の集落環境と地域コミュニティを維持し、集落の定住化を推進します。
- ・ 老朽化の進む地区交流センターを災害時の避難場所やコミュニティ向上の拠点として、再構築または施設機能充実のための整備を促進します。

- ・ 集落内の安全・安心な歩行環境の形成のため、道路機能の強化や、周辺住民が憩える公園の整備、消防水利の充実を図ります。
- ・ 「住まい街づくり計画」に即した、空き家情報提供制度などの活用により、空き家・空地の活用を促し、集落環境の維持・改善を図ります。

#### □中心商業地区

JR 入善駅前に広がる、商業地域に指定されている地域を「中心商業地区」とします。  
入善町の顔となる地区であり、商業・業務等の利便性の向上、まちのにぎわいの創出を目指します。

##### （商業・業務施設の集積）

- ・ JR 入善駅周辺の商業地は、入善町の玄関口として商業・業務施設を集積するとともに、緑化や景観に配慮した歩行空間を整備拡充し、にぎわいの創出を推進します。
- ・ 「まちの顔」となる拠点として、空き家、空き店舗等の解消、専門店等の集積など、快適性や文化性を備えた商業空間の形成を推進します。

##### （求心力の向上）

- ・ JR 入善駅周辺であることから、各種公共交通機関との連携を図るとともに、街路樹の整備や沿道の景観に配慮した魅力ある歩行空間の形成により、求心力のある地域づくりを推進します。

#### □地域商業地区

中心商業地区に隣接した近隣商業地域に指定されている地域、既存の商業施設が集積する周辺地域を「地域商業地区」とします。  
住民の生活に密接する商業空間であり、日常生活の利便性の向上を目指します。

##### （商業施設の集積）

- ・ 住民が日常的な生活必需品等を購入できる商業施設の集積を図ります。
- ・ 商業施設が集積する一帯については、中心商業地区とのつながりに配慮しつつ、にぎわいの創出を推進します。

##### （地域商業環境の充実）

- ・ 市街地の交流拠点施設である「うるおい館」を積極的に活用するとともに、空き店舗対策となる起業チャレンジ事業などにより、中心商店街の環境整備を図り、にぎわいの創出を推進します。
- ・ 緑化や景観に配慮した歩行空間の整備拡充、建築物や屋外広告物の規制誘導を図ります。

#### □沿道利用地区

国道 8 号(都市計画道路)沿道であって、準工業地域に指定されている地域を「沿道利用地区」とします。

既に産業等の沿道利用施設が立地する地区であり、国道拡幅事業に合わせて、既存施設の立地環境の改善と沿道サービス施設などの集積を目指します。

(沿道サービス施設等の集積)

- ・ 既に産業等の沿道利用施設が立地しており、国道8号沿道の住宅地等の緩衝地帯としての機能を有する地区であるとともに、さらなる産業の活性化に寄与する沿道サービス施設などの集積を図ります。

(良好な沿道空間の創出)

- ・ 道路段差の解消、歩行空間の維持管理を進めるとともに、無秩序な土地利用の抑制と景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導を図ります。

□工業地区

工業地域に指定されている地域、既存工業施設が立地する黒部川右岸の地域を「工業地区」とします。

工業施設が集積する地区であり、周辺の住環境等との調和を図りながら、企業用地としての維持・拡大を目指します。

(周辺環境との調和)

- ・ 既存工業地については、周辺の住環境に配慮した緑化を推進するとともに、市街地における住工混在を改善するため、自然・住環境に配慮した工業立地基盤の整備促進を図ります。
- ・ 黒部川右岸の既存工業施設が集積する工業地においては、工業地内の緑化等により、周辺環境と調和した良好な工業地の形成を図ります。

(工業地の集積・拡大)

- ・ 定住促進策としての雇用創出のため、市街地に点在する既存工業施設の移転や、新たな産業施設の立地の受け皿として用地の集積・拡大を図ります。
- ・ JR入善駅以北の既存工場集積地区周辺については、工業地とし、用途地域への編入検討を進めます。

□農業環境保全地区

黒部川扇状地に広がる農地及び散居集落を「農業環境保全地区」とします。

扇状地の広大な農地と特徴的な散居の形態が見られる地区であり、無秩序な開発を抑制するとともに、それらの居住環境の向上を目指します。

(資源の保全・活用)

- ・ 杉沢の沢スギ等の自然や優良農地の保全、また、住宅をはじめとする建物や集落が田園の中に点在した特徴的な散居の景観の維持・向上を推進するため、必要に応じて、地区計画等の導入を図ります。

(集落環境の充実)

- ・ 老朽化の進む地区交流センターを災害時の避難場所やコミュニティ向上の拠点として、再構築または施設機能充実のための整備を促進します。



散居景観

- ・ 集落内の安全・安心な歩行環境の形成のため、道路機能の強化や、周辺住民が憩える公園の整備、消防水利の充実を図ります。

#### □自然環境保全地区

入善町の南東部に位置する舟見などの山地を「自然環境保全地区」とします。

森林などの豊かな自然環境が見られる地区であり、自然体験・学習空間の創出、散居集落を望む眺望点など、交流の場としての活用を目指します。

##### (資源の保全・活用)

- ・ 森林の持つ水資源のかん養機能や山地災害の防止機能等をふまえ、森林空間の保全・維持に努めます。
- ・ 舟見城址館の遊歩道の活用、舟川ダムの整備などにより、自然体験・学習空間の創出及び緑のネットワーク化を推進します。
- ・ 山地の地形特性を活かし、舟見城址館のある舟見山自然公園など、市街地や散居集落を望む眺望点として活用を図ります。

#### □海浜レクリエーション地区

海岸線に面する一帯を「海浜レクリエーション地区」とします。

集積する地域資源の活用、既存集落との調和、自然や景観の保全とともに、交流の場としての活用を目指します。

##### (資源の保全・活用)

- ・ 杉沢の沢スギ、じょうべのま遺跡、海洋深層水パークなど、自然・文化・観光資源が存在しており、これらの資源を保全・活用していくとともに、人々が楽しみ、憩える空間整備を図ります。
- ・ 海岸線に見られる扇状地湧水群の保全・活用を推進していきます。

##### (無秩序な開発の抑制)

- ・ 整備された防災林や田園の中にそびえる風車など、入善町特有の海岸景観を保全するため、無秩序な開発を抑制します。



田園の中にそびえる風車

#### □沿道利用誘導地区

沿道利用地区から延伸した国道8号沿道及び国道8号バイパス沿道の地域を「沿道利用誘導地区」とします。

広域アクセス機能を強化することに加えて、自然環境等との調和を図りながら、産業・沿道サービス施設の計画的誘導を目指します。

##### (計画的な沿道利用)

- ・ 既に産業等の沿道利用施設が点在していますが、農地保全の観点から、無秩序な開発を抑制するとともに、産業・沿道サービス施設の計画的な立地を推進していきます。
- ・ 沿道利用を計画的に誘導するため、必要に応じて、地区計画等の導入検討を進めます。

### □産業立地誘導地区

平曾川国道線沿道、JR北陸本線以北の(都)上野吉原線・(都)吉原君島線沿道、黒部川右岸の工業地区の隣接地を「産業立地誘導地区」とします。

立地条件と交通の利便性を活かした産業立地を誘導する地区であり、農業・水産業をはじめ、既存産業と連携した新たな産業の創出を目指します。

#### (産業機能の誘導)

- ・ 立地条件と交通の利便性を活かし、入善町の地場産業である農業・水産業等の振興に寄与するため、生産、加工、流通・販売に通じた第6次産業に結びつく新産業などの立地誘導を図ります。
- ・ 平曾川国道線沿道においては、入善町の既存工業地、黒部市の既存工業地(黒部川左岸の河口付近)に近いという立地条件を活かし、産業の移転・拡大の立地誘導を推進します。
- ・ 黒部川河口付近においては、工業地区周辺の自然環境及び居住環境に配慮するため、地区計画等を活用し、地域資源である海洋深層水を活かした産業施設のさらなる立地誘導を図ります。

### □業務立地誘導地区

入善町の玄関口となる北陸自動車道入善スマート IC 周辺を「業務立地誘導地区」とします。広域交流を担う北陸自動車道の交通結節点であり、市街地とのアクセス性をふまえ、既存産業と連携した産業・業務機能の集積を目指します。

#### (業務機能の誘導)

- ・ 周辺の自然環境及び居住環境に配慮しながら、業務機能を中心とした企業誘致等を計画的に推進します。
- ・ 交通の利便性を活かし、入善町の農業・水産業等の振興を図るため、第6次産業に結びつく流通・販売を担う企業の立地誘導を推進します。



北陸自動車道入善スマート IC 周辺

### □交流機能誘導地区

北陸自動車道入善スマート IC と国道 8 号を連絡する(主)入善宇奈月線沿道周辺を「交流機能誘導地区」とします。入善町の市街地へつながる玄関口となる地区であり、既存の公共施設等を活かした交流機能の集積を目指します。

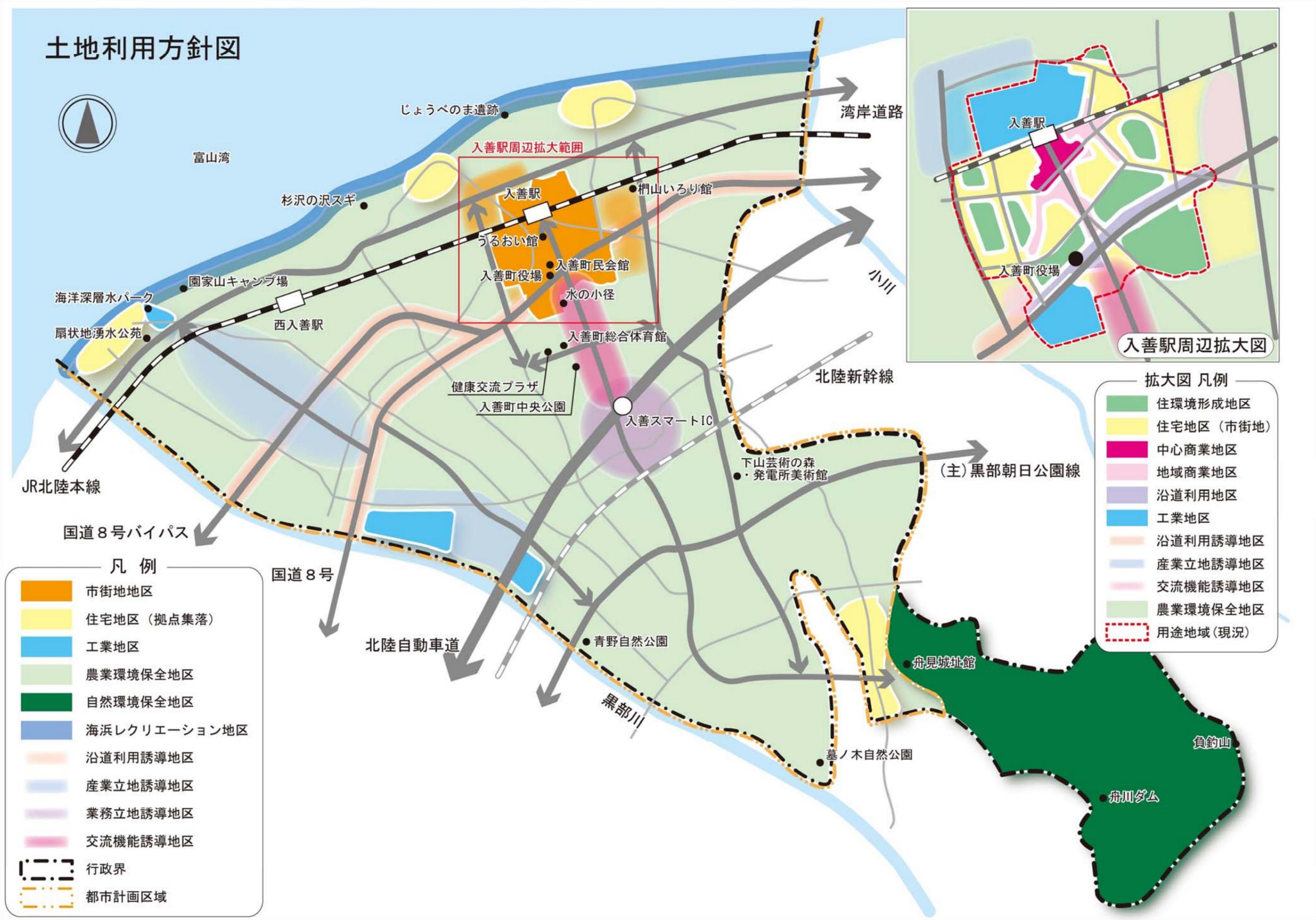
#### (良好な交流空間の創出)

- ・ 町内外の人々に利用される北陸自動車道入善スマート IC から市街地へ続くシンボルロード周辺であることから、入善町の魅力を発信・体験してもらうとともに、さらに交流を深めることができる施設等の立地誘導を図ります。
- ・ 水の小径のせせらぎを活かしながら、街路樹等を整備し、良好な沿道景観の創出を図ります。

#### (既存・新規施設の連携)

- ・ 沿道周辺には入善中央公園、総合体育館、健康交流プラザなどを中心としたスポーツ健康ゾーンを有しており、これら既存の公共施設と新たな施設との連携を強化し、町民のさらなる利便性の向上を図ります。

# 土地利用方針図



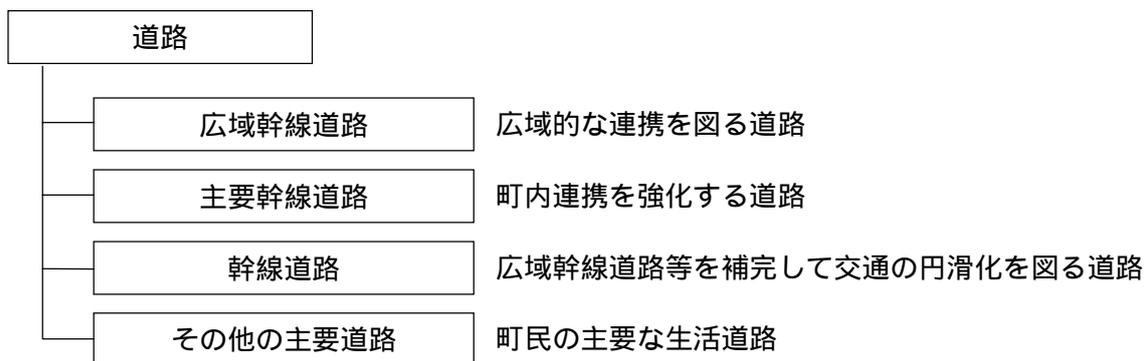
## 2 都市施設整備の方針

### 2-1 道路整備の方針

#### (1) 道路整備の基本的考え方

町民の生活利便性の向上、産業や交流の活性化を図るため、富山市や隣接市町などとの広域的な連携を図る道路、市街地と集落など町内連携を強化する道路、前述の道路を補完して交通の円滑化を図る道路、町民の主要な生活道路など、役割を明確化し、入善町の体系的な道路ネットワークの構築を目指します。

道路整備の方針は、以下の分類に基づき整理します。



#### (2) 道路整備の方針

##### □ 広域幹線道路

北陸自動車道、国道8号及び国道8号バイパス、(主)黒部朝日公園線、湾岸道路を「広域幹線道路」とします。

広域的な交流の促進、また、産業・観光振興を推進するために重要な役割を担う道路であり、アクセス機能の強化、適正な沿道利用を目指します。

##### (隣接市町等との連携強化)

- ・ 北陸自動車道、国道8号及び国道8号バイパスは、広域的な連携・交流、産業交通を円滑にする路線であり、今後も、沿道サービス施設や産業の立地などにより、交通需要の変化が想定されることから、安全で快適な走行性が確保された道路の維持を図ります。
- ・ (主)黒部朝日公園線は、本町南部における隣接市町への連絡道路であるとともに、北陸自動車道黒部IC及び北陸新幹線新黒部駅(仮称)への連絡道路として重要な路線であるため、アクセス機能を強化します。
- ・ 湾岸道路は、JR北陸本線以北の東西方向を連絡する広域幹線道路であり、隣接市町及び海岸部の既存集落、杉沢の沢スギ、じょうべのま遺跡等の観光レクリエーション拠点を連絡する道路として、整備促進に向けて検討します。

### □主要幹線道路

(主)入善宇奈月線、市街地東側を通り海岸線・山沿いの拠点集落に連絡する道路、平曾川国道線などの黒部川に沿って南北に走る道路を「主要幹線道路」とします。

町内における主要なネットワーク軸であり、町内を東西方向に走る「広域幹線道路」などと連携し、都市間交流の促進、集落部における生活利便性の向上など、主に南北方向の交通を円滑に処理する道路として整備を推進します。

#### (都市内の連携強化)

- ・ (主)入善宇奈月線について、入善町の玄関口である JR 入善駅から北陸自動車道入善スマート IC の区間は、将来都市構造で「都市中心軸」としており、北陸自動車道入善スマート IC 周辺での産業・業務活動の円滑化、玄関口としてふさわしい沿道空間の創出、隣接する公共施設などへのアクセス性の向上を図るため、車道と分離した安全で快適な歩道の整備などを検討します。
- ・ (主)入善宇奈月線について、北陸自動車道入善スマート IC から舟見地区の山沿いの集落等に連絡する区間は、これらの集落の利便性向上に向けた道路整備の促進に向けて検討します。
- ・ 平曾川国道線については、将来都市構造で「産業誘導軸」としており、高い交通利便性を活かし、産業活動の円滑化、黒部市や周辺の既存工業地とのアクセス性の向上を図るため、多様な産業活動に対応できる道路整備の促進に向けて検討します。

### □幹線道路

市街地西外縁を通り、湾岸道路と小杉櫛山新線を連絡する道路を「幹線道路」とします。

「広域幹線道路」、「主要幹線道路」に接続し、市街地への通過交通を抑制することにより、市街地周辺での交通の円滑化を推進するとともに、入善町中央公園など、公共施設が集積する地区との連絡を強化します。

#### (市街地周辺の交通の円滑化・連携強化)

- ・ 市街地の西側外縁を南北に走る(都)上野吉原線の整備を推進し、広域幹線道路(国道8号)及び主要幹線道路と接続することにより、町外へのアクセス性や町内の交通円滑化を強化します。
- ・ (都)上野吉原線については、将来都市構造で「産業誘導軸」としており、JR入善駅以北の既存工場周辺における産業活動の更なる活発化・円滑化を図るため、安全で快適な歩道のある道路整備を推進します。
- ・ 市街地と入善町中央公園等のスポーツ健康ゾーンを連絡する幹線道路は、自動車での利用者だけでなく、歩行者・自転車利用者なども利用しやすいよう歩行空間の確保、街路樹による緑化、バリアフリー化等を図ります。

### □その他の主要道路

「広域幹線道路」、「主要幹線道路」、「幹線道路」以外の主要な道路を「その他の主要道路」とします。

「主要幹線道路」などに接続し、町民の生活に欠かせない道路として、道路交通機能の充実を目指します。

(市街地内及び地域間の連携・交流強化)

- ・ その他の主要道路は、広域幹線道路や主要幹線道路を有機的に連絡するほか、町民の日常生活に密着した道路であることから、歩行空間の確保、街路樹による緑化、バリアフリー化等を推進し、地域間の連携・交流を強化します。
- ・ 市街地内の交通の円滑化を図るため、未整備となっている都市計画道路の整備促進を図ります。

(公共交通機能との連携強化)

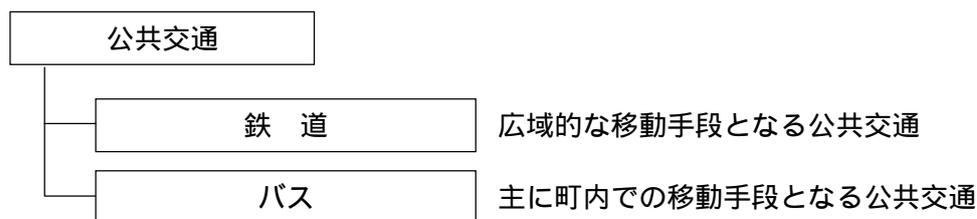
- ・ JR 入善駅及び JR 西入善駅や町営バスの主要バス停周辺の道路については、安全で快適な歩行環境の整備を推進し、これら公共交通の利用促進を図ります。

## 2 - 2 公共交通の方針

### (1)公共交通の基本的考え方

平成 26 年度の北陸新幹線の開業をふまえ、新川地域の玄関口となる北陸新幹線新黒部駅(仮称)との連絡を強化します。さらに、JR 北陸本線の経営分離(第三セクター会社の設立)といった公共交通を取り巻く環境の変化や、高齢化の進展、環境に配慮した都市づくりなどに対応し、鉄道・バスによる公共交通体系の構築と利便性の向上を目指します。

公共交通の方針は、以下の分類に基づき整理します。



### (2)公共交通の方針

#### □鉄道

町民等の交通の利便性に資する広域的な移動手段であり、町外への通勤・通学者をはじめ、町外からの観光客などにも配慮した交通手段として、公共交通機能の充実を目指します。

(JR 北陸本線の利用促進)

- ・ 経営が分離される JR 北陸本線については、利便性の向上、利用者の増加を図るため、県などとの協力による運営会社を設立し、今後も地域鉄道として維持していきます。

- ・ JR 入善駅及び JR 西入善駅については、誰もが利用しやすいようバリアフリー化を図るとともに、公共交通の利用を促す諸施策と連携することで、交通結節点としての機能強化を図ります。

（北陸新幹線の活用）

- ・ 北陸新幹線は、広域的な交通手段となることから、黒部市をはじめとした関係機関との調整を図り、相互の公共交通連携機能を充実させ、積極的な利用を促進します。
- ・ 観光客などを適切に案内・誘導するため、JR 駅周辺に案内・PR 看板などを設置するとともに、快適な公共交通サービスの提供を目的とした、利用案内システムの導入を検討します。

## □バス

主に、町民等の交通の利便性に資する移動手段であり、特に子どもや高齢者をはじめとした、車を運転できない人に対して安全で快適な公共交通機能の充実を目指します。

（町営バスの利便性向上）

- ・ 町営バスは、開業当初からの1台体制から、より利便性の高い3台体制としており、今後は利用動向を見極めながら、必要に応じ、柔軟に対応することで、利用者にとってより利便性の高い運行を行います。
- ・ ショッピングセンターや公共施設など、日常の利用に対応したバス停を設置するとともに、公民館などの拠点となるバス停の利便性を高め、公共交通への利用転換を図ります。

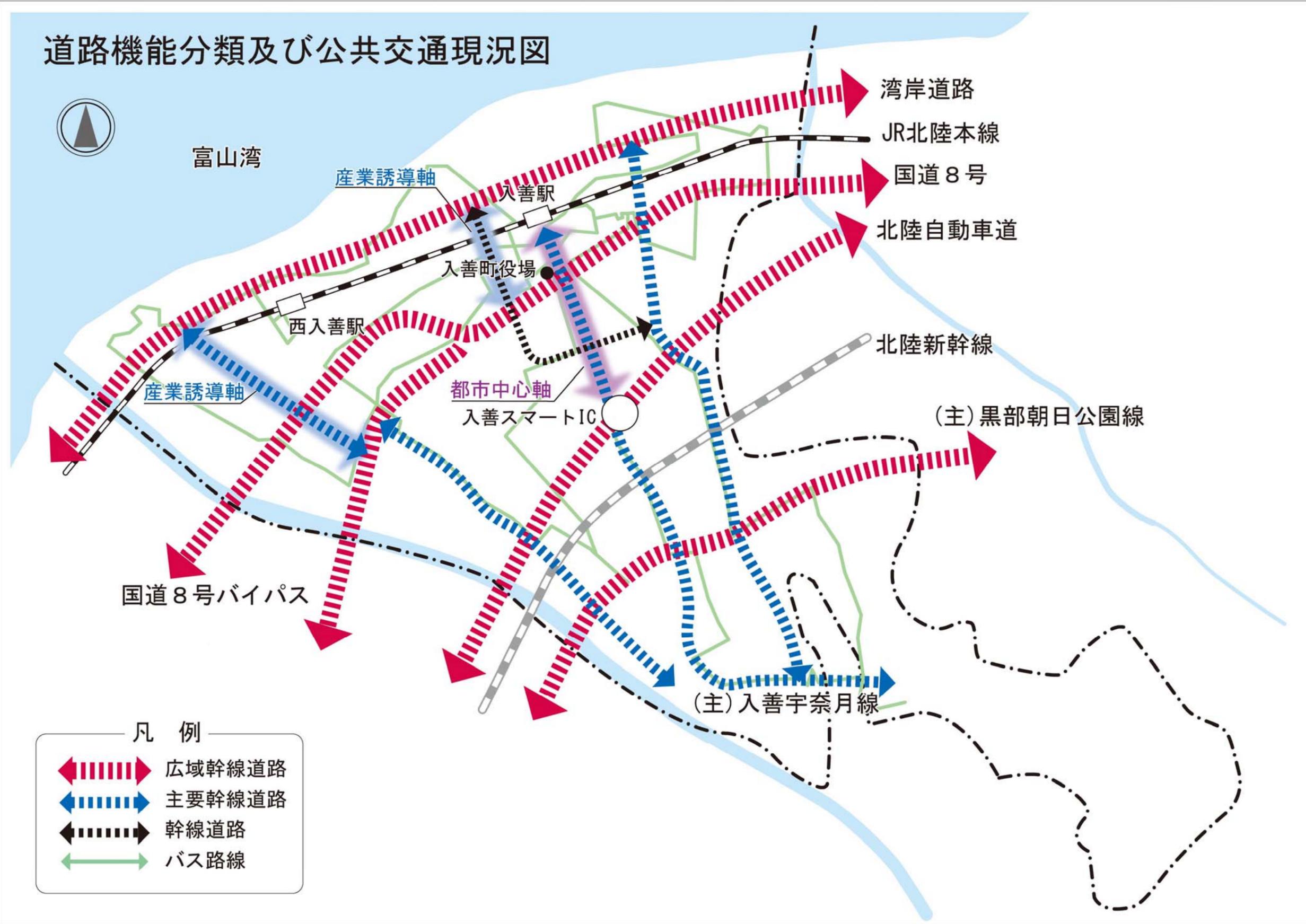


入善町営バス『のらんマイ・カー』

（鉄道との連携）

- ・ JR 入善駅、北陸新幹線新黒部駅（仮称）など、交通結節点である鉄道駅との連携した運行を行うことで、交通結節点としての機能強化を後押しします。

# 道路機能分類及び公共交通現況図

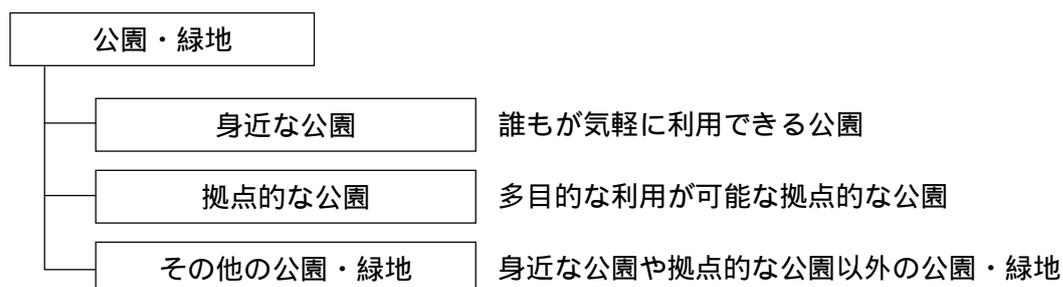


## 2-3 公園・緑地の方針

### (1) 公園・緑地の基本的考え方

誰もが気軽に利用できる身近な公園や、多目的な利用が可能な拠点的な公園などの整備と適切な維持管理により、誰もが集い・憩える場の創出、快適に暮らせる緑豊かな都市づくりを目指します。

公園・緑地の方針は、以下の分類に基づき整理します。



### (2) 公園・緑地の方針

#### □身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）

誰もが気軽に利用できる公園であり、既に整備済みの公園位置を考慮しつつ、町全体にバランスよく配置するとともに、快適で安全に利用できる公園として適正な維持管理を推進します。

##### （公園の整備・維持管理）

- ・ 入善南公園や下上野公園など、未開設の都市計画公園の早期整備を推進するとともに、既設公園の施設や遊具の適切な維持管理を推進します。

##### （水と緑のネットワーク）

- ・ 街路樹等による緑化及び水の小径をはじめとする水の恵みの活用・環境維持を推進し、身近な公園等憩いの空間を有機的に連携する水と緑のネットワークの形成を推進します。

#### □拠点的な公園（総合公園、運動公園）

運動・レクリエーションなど、多目的に利用できる公園であり、入善町中央公園については、周辺の公共施設や環境との調和による利活用を促進します。また、必要に応じて、新たな公園計画を検討します。

##### （公園の整備・維持管理）

- ・ 拠点的な公園である入善町中央公園は、適切な維持管理と公園の利用実態に応じた機能強化を図り、指定管理者の創意工夫を活かしながら町民に親しまれる多様なレクリエーション・交流の場として利用を促進します。

##### （利用促進）

- ・ 入善町中央公園については、周辺の総合体育館、健康交流プラザなど一体性のあるスポーツ健康ゾーンとしてPRし、町民のさらなる利用促進を図ります。

□その他の公園・緑地（上記の公園以外）

自然緑地、河川緑地、住宅地、工場地などにおける緑の増加によって、緑豊かな憩いの空間づくりを目指します。

（自然緑地の保全）

- ・ 山地の自然緑地、黒部川等の河川緑地は、町の都市骨格を形成する緑地として今後も保全します。

（特有の公園・緑地の保全・活用）

- ・ 入善町特有の自然林「杉沢の沢スギ」や、黒部川扇状地湧水群の名水をシンボル化した「扇状地湧水公苑」の維持管理に努め、町民や観光客のさらなる利用促進を図ります。
- ・ 舟見城址館のある舟見山自然公園は、町民等の憩いの場であり、さらに公園を利用しやすくなるよう、案内看板の設置や道路整備など、アクセス性の向上を検討するとともに、市街地や散居景観を望む眺望点としての活用を目指します。
- ・ 黒部川河川敷内にある墓ノ木自然公園、青野自然公園、黒部川河口公園には、自然特性を活かしたキャンプ場、パークゴルフ場などが整備されており、町内外の多くの人々に活用されています。これらの施設及び周辺の自然環境を保全するとともに、さらなる利便性の向上を図ります。

（民有地の緑化）

- ・ 住宅地や工業地については、町民や事業者等との協働による緑豊かなまちづくりを推進するため、緑地協定制度等の導入を検討します。



花月公園

## 2 - 4 下水道の方針

### (1) 下水道の基本的考え方

下水道の普及と適切な衛生管理により、黒部川などの水資源を保全し、快適に暮らせる豊かな都市づくりを目指します。

### (2) 下水道の方針

#### □公共下水道、農・漁業集落排水

下水道の普及と適切な衛生管理によって、公共水域の水質保全、快適な居住環境の確保を目指します。

#### (下水道の普及)

- ・ 町内全区域で下水道の整備を行います。
- ・ 地域特性に合った事業（公共下水道事業、農・漁業集落排水事業）により整備を行い、早期完成を目指します。

#### (施設の維持管理)

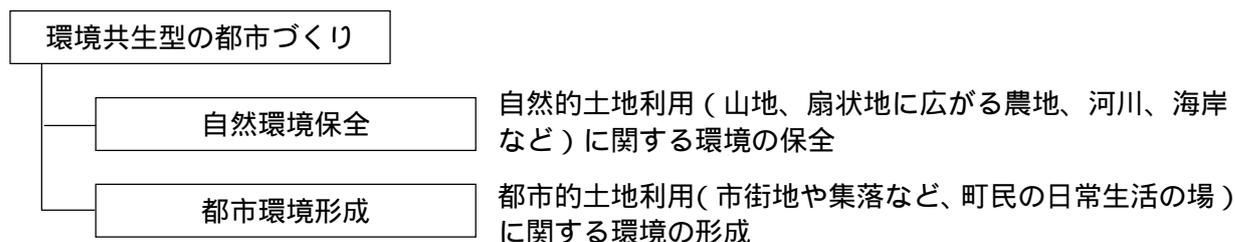
- ・ 入善浄化センターについては、日本海に面し、1年を通して風が強いという地域特性を活かした風力発電による省エネルギー型下水道システムを導入していることから、今後も省資源・省エネルギー、温室効果ガス削減による地球温暖化防止に役立つ都市施設として、適切な維持管理を行います。

### 3 環境共生型の都市づくりの方針

#### 3-1 環境共生型の都市づくりの基本的考え方

将来像の実現に向け、自然と調和した都市を構築するため、山地、扇状地に広がる農地、河川、海岸などの自然環境を保全するとともに、それらの豊かな自然環境と共生した都市環境の形成を目指します。

環境共生型の都市づくりの方針は、以下の分類に基づき整理します。



#### 3-2 環境共生型の都市づくりの方針

##### □自然環境保全

入善町が有する豊かな自然環境を、バランスの良い保全と活用を図ることで、自然と都市が共存した入善町独自の都市づくりを推進します。

##### (山地の保全)

- ・ 緑豊かな山地については、里山保全事業などにより、計画的な保全対策を推進するとともに、野生動植物の生態系を維持しながら、町民等が自然と触れ合う空間として活用を図ります。

##### (農地の保全)

- ・ 市街地周辺に広がる優良農地については、都市機能が集積した市街地を取り巻く貴重な緑としてだけでなく、災害時の延焼遮断帯としての役割も有するため、今後も保全します。
- ・ 耕作放棄地については、チューリップなどの特産物の栽培や、農業を体験したい方への貸し農園として活用し、交流の場とするなど土地の有効活用を図ります。

##### (河川の保全)

- ・ 黒部川、小川、舟川等の河川は、特有の生態系と環境を保全するとともに、護岸等の整備や水質の保全など、良好な河川環境の整備を図ります。

##### (特有の自然環境の保全)

- ・ 海岸線の湧水群、杉沢の沢スギ、じょうべのま遺跡、防災林等の水・緑・歴史が調和する町特有の環境を保全し、環境と共生した都市の維持を図ります。

##### (町民の意識向上)

- ・ 良好な自然環境を継続的に保全していくため、関係機関と連携を強化するとともに、町民等に対し、自然環境保全に関する情報提供を行うほか、町民参加による自然体験イベントの開催、ボランティア活動などの自然保護活動への参加を促していきます。

**□都市環境形成**

地球環境問題への取組み、リサイクル社会の推進などにより、環境に配慮した都市づくりを目指します。

**(水・緑との調和)**

- ・ 街路樹の整備、町民の憩いの場となる身近な公園整備、緑地協定制度の導入などにより、緑豊かな都市環境の形成を図ります。
- ・ 将来都市構造における「都市中心軸」(入善町の玄関口である JR 入善駅から北陸自動車道入善スマート IC の区間)については、水の小径のせせらぎを活用することにより、まちの顔となる沿道空間として潤いのある都市環境の形成を図ります。
- ・ 豊かな地下水の保全・利活用により、潤いのある環境の形成を推進します。

**(環境に配慮した都市づくり)**

- ・ 入善町地球温暖化対策地域推進計画に基づき、新エネルギーの活用、森林による二酸化炭素吸収源対策、廃棄物の減量推進など、町民・事業者・行政が一体となって環境共生型の都市づくりに取り組みます。
- ・ ごみの減量化、ごみと資源の分別を推進し、循環型社会の構築を目指します。
- ・ 太陽光発電システム等の自然エネルギーの活用を促進し、住宅等でのクリーンエネルギー化を図ります。

**(町民の意識向上)**

- ・ 関係機関と連携を強化するとともに、町民・事業者・行政の協力体制の強化と役割の明確化を検討するほか、良好な都市環境の形成に関する情報を提供することにより、町民等との情報の共有化を図ります。
- ・ 町民・事業者・行政が協力しながら、道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動等を推進し、まちの美化につなげるとともに、都市づくりに関する活動への意識向上を図ります。



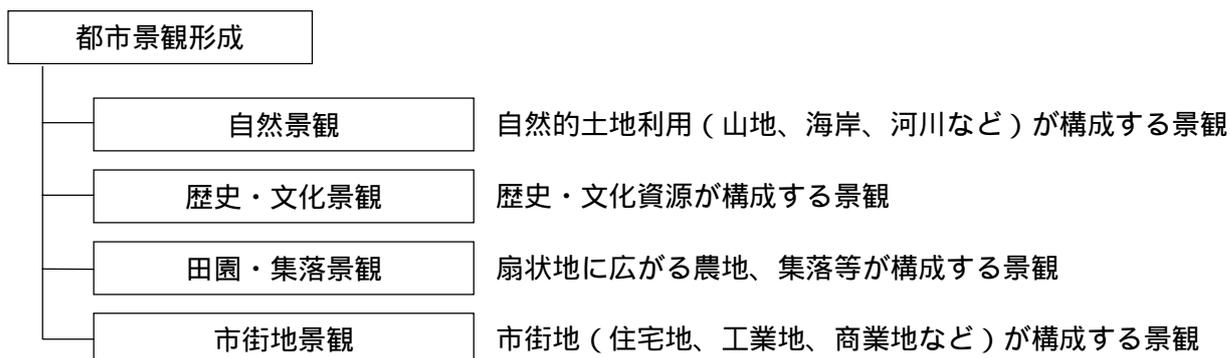
北アルプスとチューリップ

## 4 都市景観形成の方針

### 4-1 都市景観形成の基本的考え方

国道8号バイパスの整備などによる都市景観の変化に対応するため、景観法(平成16年制定)などをふまえながら、建築物・工作物の適切な規制・誘導を検討します。入善町の特徴的な自然、歴史・文化、田園・集落といった景観の保全、それら景観と調和した魅力的な市街地景観の創出により、入善町らしい景観形成を目指します。

都市景観形成の方針は、以下の分類に基づき整理します。



### 4-2 都市景観形成の方針

#### □自然景観

豊かな自然に恵まれた都市であり、今後も良好な自然景観を保全し、自然と都市が調和した良好な景観形成を目指します。

#### (山地景観の保全)

- ・ 緑豊かな山地景観を保全するため、森林の適正な維持管理など、里山保全事業を推進します。

#### (海岸景観の保全)

- ・ 日本海に面する海岸線の良好な景観を保全するため、防災林の保全、海岸清掃活動、眺望場所の保全などを推進します。

#### (河川景観の保全)

- ・ 黒部川、小川、舟川などの河川については、河川周辺の緑化、清掃活動などを推進し、潤いのある水辺景観を保全していきます。

#### (特有の自然景観の保全)

- ・ 国の天然記念物に指定されている杉沢の沢スギや、海岸線に見られる扇状地湧水群など、町特有の自然景観を保全します。

### □歴史・文化景観

じょうべのま遺跡などの歴史・文化的資源が点在しており、地域の歴史・文化を感じることができる景観形成を目指します。

#### （歴史・文化景観の保全）

- ・ じょうべのま遺跡など、入善町の歴史・文化を伝承する景観資源を保全するため、景観に影響を与える開発を抑制していきます。
- ・ 山城跡に建つ舟見城址館は、シンボリックな歴史・文化景観として、周辺からの見え方に配慮した森林の管理を行います。
- ・ 舟見城址館からの市街地や散居集落の眺望を保全します。

#### （意識向上）

- ・ 入善町の歴史・文化景観を伝承するため、町民の景観に対する意識の向上を図ります。

### □田園・集落景観

扇状地に広がる農地は集落と調和し、特徴的な散居景観をつくり出しています。それらの良好な田園・集落景観を保全し、集落での生活や産業（農業）と密着した特徴的な景観形成を目指します。

#### （田園景観の保全）

- ・ チューリップや入善ジャンボスイカなど、特産物を栽培する農地については、個性ある郷土景観として保全します。
- ・ 耕作放棄地については、チューリップなどの特産物の栽培などを検討し、良好な田園景観の維持を図ります。

#### （集落景観の保全）

- ・ 田園景観と調和した特徴的な散居集落の景観を保全するため、無秩序な開発を抑制し、必要に応じて、地区計画等の導入を図ります。

### □市街地景観

町の中心となる市街地については、都市の魅力や人々のにぎわいが感じられるとともに、周辺の田園景観と調和した良好な市街地景観の創出を目指します。

#### （魅力的な市街地景観の創出）

- ・ 入善町の玄関口である JR 入善駅周辺については、公園や道路の緑化、街並みの統一化、景観に配慮した施設の案内・PR 看板の設置などにより、魅力的な空間を創出します。
- ・ まちの顔となる中心商店街などについては、地区計画、建築協定等の導入により、積極的に景観を誘導していくこととし、隣接する住宅地と調和した魅力的な商業地景観の創出を図ります。

(建築物等の規制誘導)

- ・ 景観法(平成16年制定)をふまえ、景観計画の策定等による建築物の高さ、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を検討し、市街地をはじめとする町全体の総合的な景観づくりを推進します。
- ・ 特に大規模建築物等は、市街地景観に大きな影響を与えるため、周辺に圧迫感や違和感を与えないよう、規制・誘導することを検討します。
- ・ 国道8号及び国道8号バイパス等の幹線道路沿道については、景観等に配慮し、建築物や屋外広告物の規制誘導を推進します。
- ・ 用途地域外において、産業や交流機能施設の立地を誘導する地区については、良好な沿道景観を形成するため、周辺環境との調和を図りながら、屋外広告物の規制誘導や景観法に基づく地区指定を検討します。



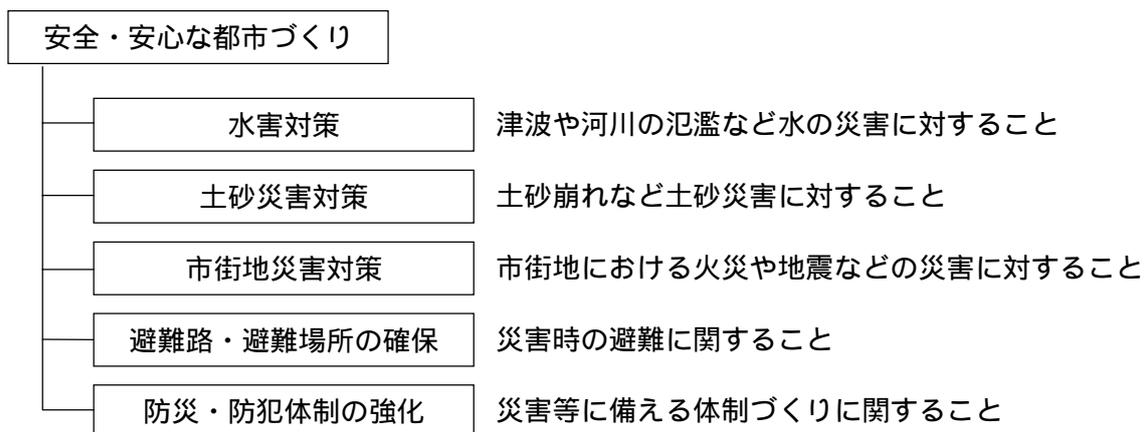
北アルプスと田園景観

## 5 安全・安心な都市づくりの方針

### 5-1 安全・安心な都市づくりの基本的考え方

将来像の実現に向け、東日本大震災や入善海岸高波災害などを教訓とし、地震や高波の発生による水害や土砂災害、地震や火災などによる市街地災害に備え、避難路や避難場所の確保、防災・防犯体制の強化により、誰もが安全で安心な生活を送ることができるよう都市の防災機能の向上を目指します。

安全・安心な都市づくりの方針は、以下の分類に基づき整理します。



### 5-2 安全・安心な都市づくりの方針

#### □水害対策

東日本大震災や入善海岸高波災害を教訓とし、津波などの水害対策を徹底します。

(海岸の水害等対策)

- ・津波に対する必要な防災対策の検討を進めるほか、海岸部の防災林については、飛砂防止や防潮等の適正な機能の維持・改善を推進します。

(河川の水害対策)

- ・河川の改修、雨水排水施設や貯留施設等の整備を進め、洪水及び浸水災害、局地的な豪雨等による洪水被害の防止対策を強化します。

(町民の意識向上)

- ・関係機関との連携を強化し、水害対策事業を推進するとともに、洪水ハザードマップの周知を徹底し、町民の災害に対する意識の向上を図ります。



小川・舟川洪水ハザードマップ  
2009年版(舟見・野中地区)

### □土砂災害対策

山沿い及び山間部においては、地震や豪雨による土砂災害等の危険性があることから、適切な対策を促進します。

(危険個所の改良・町民の意識向上)

- ・土砂災害に対する防止対策の強化を図るとともに、急傾斜地土砂災害警戒区域などを事前に認識してもらうため、入善町防災マップの周知を徹底し、町民の災害に対する意識の向上を図ります。

### □市街地災害対策

市街地では、地震や火災などによる、建築物の倒壊や延焼被害が広がる恐れがあることから、適切な対策を促進します。

(住宅密集地の解消)

- ・住宅密集地等について、地震災害時における火災等の被害を軽減するため、道路や公園等の生活基盤施設の整備、オープンスペースの確保を図ります。

(耐震化等の促進)

- ・耐震改修促進計画をふまえ、地震災害時の被害の軽減を図るため、公共建築物をはじめ、住宅、事業所等の耐震化や耐火建築の普及を促進します。
- ・耐震化の促進にあたっては、木造住宅耐震改修支援制度など、町の支援体制に関する情報をPRしていくとともに、支援強化を図ります。
- ・道路、橋梁及び港湾など、公共土木施設の計画的な整備を図るとともに、既存施設も含めた耐震化、ライフラインの耐震機能の強化を図ります。

### □避難路・避難場所の確保

災害時には、迅速に避難ができる安全な避難経路と、危険から身を守る避難場所が必要であり、これらを確保することにより、町民の安全を守ります。

(避難路の確保)

- ・災害時において、安全に避難できるよう、歩車道の分離、狭あい道路の解消、緊急輸送路の確保、避難経路における建築物・工作物の耐震強化、段差の解消、交通安全施設や防犯灯などの適切な設置を推進します。

(避難場所の確保)

- ・身近な公園や都市基幹公園等の整備を拡充するとともに、公共公益施設の耐震性の確保をはじめ、備蓄機能の確保等により、避難場所としての機能強化を図ります。
- ・老朽化の進む地区交流センターについては、災害時の避難場所として再構築または施設機能の充実を図ります。

□防災・防犯体制の強化

入善海岸高波災害を教訓とし、災害に対する町民意識の向上などを図るとともに、町民・行政の協働のもと、防災・防犯体制の強化を促進します。

(防災体制の強化)

- ・ 入善海岸高波災害を教訓とし、海岸のパトロールを行うとともに、海岸高波対応演習等を定期的実施し、災害時に円滑な避難・救助活動ができるよう防災体制を強化します。
- ・ 地域の防災拠点となるコミュニティ施設や、防災拠点機能を持った新たな消防防災センターの整備を進めます。
- ・ 迅速な消防活動を推進するため、入善町消防団協力事業所表示制度のPR、認定事業所の普及を推進します。



高波対応演習

(町民意識向上)

- ・ 町内会単位での防災訓練の実施などから、災害に対する町民意識の向上を図るとともに、組織間の連携強化、地域リーダーの養成等による自主防災組織の活性化を推進します。
- ・ わがまち災害安心カード、入善町防災マップ、洪水ハザードマップ、ゆれやすさマップの周知を徹底し、日常から避難経路や避難場所の確認を呼びかけるとともに、講習会の実施などにより、防災知識の普及と意識啓発を推進します。

(情報提供)

- ・ 災害時における情報提供を迅速に行うため、防災行政無線等の整備を推進するとともに、ケーブルテレビ等での情報提供を推進します。

(防犯体制の強化)

- ・ 通学路の防犯灯整備を促進するとともに、既設防犯灯の改修など、安全なまちづくりを推進します。

**わがまち災害安心カード**

(災害に備えて町内会で話し合っておきましょう)

町内会名:

**町内の活動拠点は**

情報収集、安全確認、救出活動など町内会の活動拠点となることろです。

**災害に強い地域をつくりましょう**

- ・ 自分たちのまちは自分たちで守る心構えで防災意識を高めましょう
- ・ 積極的に防災訓練に参加しましょう
- ・ 地域内に危険な場所がないか、避難に援助を必要とする人がいないか確認しましょう
- ・ 日頃から非常持出品を準備しておきましょう

<緊急連絡先>  
 入善町役場 72-1100  
 入善町消防本部 119 (72-0135)  
 入善警察署 110 (72-0110)  
 NTT災害伝言ダイヤル 171  
 ラジオ・チュー FM76.1MHz  
 FMとやま FMB2.7MHz

自主防災活動に参加しましょう

**わがまち災害安心カード**

(災害に備えて町内会で話し合っておきましょう)

町内会名:

**一時避難地は**

近くの集会所や公園、グラウンド、空き地など、危険から逃れる場所です。

**地震の時**

**津波・高波の時**

**風水害、土砂災害の時**

隣・近所で声をかけ合いましょう

**わがまち災害安心カード**

(災害に備えて町内会で話し合っておきましょう)

町内会名:

**避難所は**

避難者の宿泊や食事など一時的な避難生活をする場所です。…防災マップ参照

危険を感じたら早めに避難しましょう

**【避難情報】**  
 (下に因りついて危険レベルは高くなります)

- 避難準備情報  
 要援護者など避難に時間を要する人は避難準備を開始しましょう。
- 避難勧告  
 避難行動を開始しましょう
- 避難指示  
 たたんに避難行動をとりましょう

日頃から非常時の備えを心がけましょう

わがまち災害安心カード



防災訓練



入善町防災マップ  
2006年版



小川・舟川洪水ハザードマップ  
2009年版(横山地区)



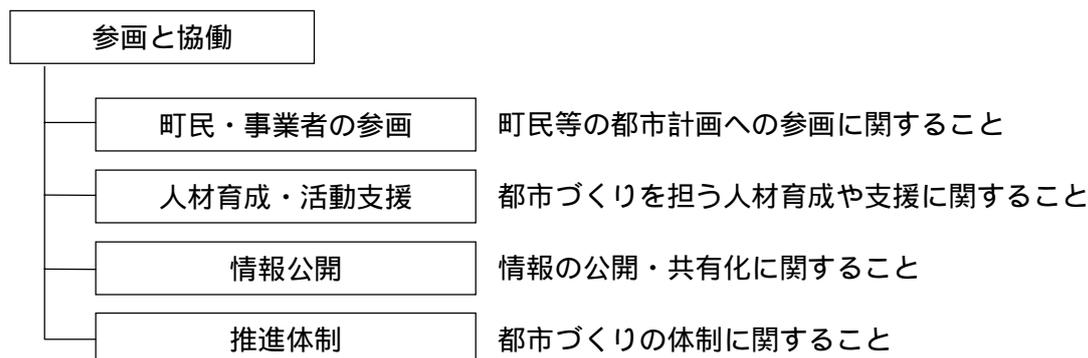
入善町ゆれやすさマップ  
2009年版

## 6 参画と協働の方針

### 6-1 参画と協働の基本的考え方

将来像の実現に向け、町民や事業者が都市づくりに参画する機会を拡大していくとともに、都市づくりに関する人材育成や活動支援、町民・事業者に対する情報提供、推進体制の強化による町民・事業者・行政協働の都市づくりを目指します。

参画と協働の方針は、以下の分類に基づき整理します。



### 6-2 参画と協働の方針

#### □町民・事業者の参画

都市計画に関する町民・事業者の意向を、多様な手法により捉え、町民主体による都市づくりを推進します。

#### (参画機会の拡充)

- ・都市計画に関する各事業を計画・実施する際には、できる限り町民・事業者が参画できる機会を増やし、町民・事業者の意向を事業に反映することによって、町民・事業者・行政協働の都市づくりを推進します。

#### (町民・事業者意向の把握)

- ・町民・事業者の意向を把握するため、必要に応じて、アンケート調査、パブリックコメント等を実施します。



まちづくり懇談会

### □人材育成・活動支援

都市づくり活動を支えるリーダーの育成、町民の都市づくりに関する活動を積極的に支援していきます。

(人材育成)

- ・ 小学校区などの各地区において、まちづくり活動を支えるリーダーの人材育成を図ります。

(活動支援・体制づくり)

- ・ 町が推進する都市づくりの方向性と整合したまちづくり活動に取り組む各地域の団体、地元組織等については、積極的な活動支援を行います。
- ・ 各地域の団体、組織、地域リーダー等を中心とした地域間の相互ネットワークを構築しながら、町全体として総合的にバランスのとれた都市づくりを推進します。

### □情報公開

町民と行政が情報を共有するため、都市づくりに関する情報を広く公開し、町民・事業者の参画を促します。

(情報公開)

- ・ 町のホームページや広報入善に入善町都市計画マスタープランの内容を掲載するとともに、入善町都市計画マスタープランの概要版等の配布により町民・事業者への周知を図ります。

(町民の意識向上)

- ・ 説明会、まちづくり懇談会、にゅうぜん出前講座、シンポジウム等の開催により、町民・事業者に必要な情報の公開を推進し、都市づくりに関する町民・事業者の参画意識の向上を図ります。



まちづくり懇談会

### □まちづくりの推進体制

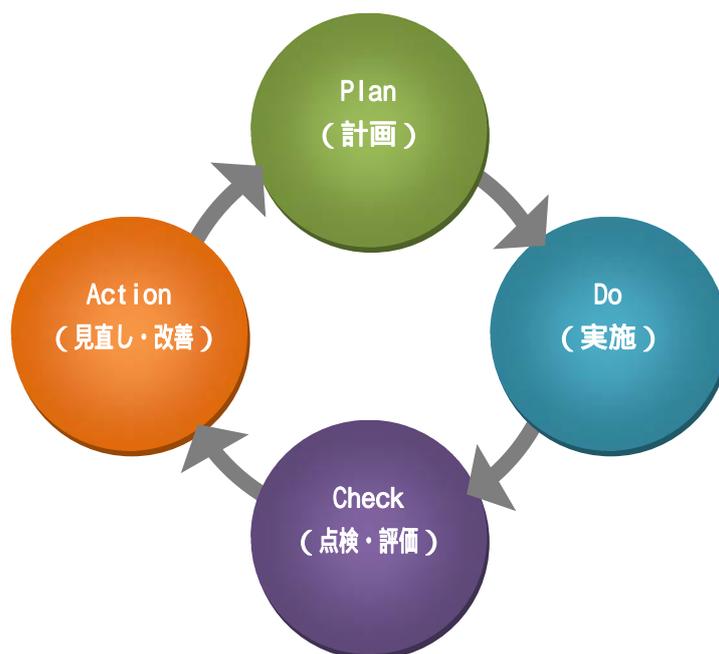
庁内での連携、関係機関との調整はもとより、町民・事業者と行政の協力体制を構築していきます。

#### (計画の運用・管理)

- ・ 上位計画となる入善町総合計画等に基づき、都市づくりに関する事業を推進するとともに、刻々と変化する社会情勢に対応するため、Plan（計画） Do（実施） Check（点検・評価） Action（見直し・改善）のサイクルに基づく長期的な計画の運用・管理と各種計画等の段階的な見直しを検討します。

#### (体制づくり)

- ・ 各種事業を計画・実施する際には、庁内関係各課の連携強化、職員の人材育成などの事業推進体制を充実させることによって、都市づくりに関する事業の効率化を図ります。
- ・ 広域的な都市づくりの視点をふまえ、国、県、隣接市町との連携を強化し、国・県事業及び隣接市町間における円滑な事業を推進します。
- ・ 身近な公園、生活道路、街路樹などの管理については、町民・事業者自らが積極的に参加できる体制づくりと支援を図ります。



PCDAサイクルに基づく計画の運用・管理